二　登録識別情報（法第十六条第一項の申請（法第十五条の二第五項の規定により申請があったものとみなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。）の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定により提出に代える申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車　千百円 三　限定自動車検査証の提出がある自動車（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。） イ　検査対象軽自動車　千二百円 ロ　検査対象軽自動車以外の自動車　千三百円 四　その他の自動車 イ　小型自動車　二千円 ロ　検査対象軽自動車　千四百円 ハ　小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車　二千百円	二　継続検査を申請する者 一両につき次に掲げる金額 一　保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 イ　検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車　千百円 ロ　検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車（電子申請による場合にあっては、千円） 二　限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車　千百円 三　限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に限る。） イ　検査対象軽自動車　千二百円 ロ　検査対象軽自動車以外の自動車　千三百円 四　その他の自動車 イ　小型自動車　千七百円 ロ　検査対象軽自動車　千四百円 ハ　小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車　千八百円

三　構造等変更検査を申請する者 四　予備検査を申請する者 一両につき次に掲げる金額 一　小型自動車　二千円 二　検査対象軽自動車　千四百円 三　小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車　二千百円	第二条第一項中「第百二条第一項第十号に掲げる」を「第百二条第二項に規定する」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項の表一の項下欄第一号及び二の項下欄第一号中「もつて」を「もって」に改め、同条第二項中「第百二条第三項」を「第百二条第四項」に改める。 （災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令及び特定商取引に関する法律施行令の一部改正） **第三条**　次に掲げる政令の規定中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。 一　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）第十五条の五第一項 二　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）別表第二第十六号 （水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正） **第四条**　次に掲げる政令の規定中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。 一　水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十号の二及び別表第四第十号 二　瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）別表第二第十号 （消費生活用製品安全法施行令の一部改正） **第五条**　消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。 別表第四の二の項中「第四十一条各号」を「第四十一条第一項各号」に改める。 **附　則** この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。 内閣総理大臣　安倍　晋三 財務大臣　麻生　太郎 経済産業大臣　梶山　弘志 国土交通大臣　赤羽　一嘉 環境大臣　小泉進次郎